

生き証人として 次の被害者を生まないために

木村 瑞穂



私は現在、「新型コロナワクチン」によって健康被害にあった患者による「新型コロナワクチン後遺症者の会」の代表をしており、私自身もその一人です。会は 2021 年 12 月に発足し、2026 年 6 月時点の会員数は 1500 人を超えています。

流行当時の報道と社会的な風潮

新型コロナワクチン（以下、SARS-CoV-2 ワクチン：87 頁「医学的観点から」参照）の効能については「95%の効果」「発症予防効果」「感染予防効果」と大々的に謳われ、「救世主」のように扱われていました。「ワクチン接種を広げることが新型コロナウィルス感染症制圧の鍵」（日本免疫学会 HP より）として、“集団免疫”獲得のために社会全体で接種をしなければならないような空気が瞬く間に広がり、非接種者は冷たい視線に晒されました。接種しなければ仕事をさせてもらえなかったり、接種した人だけお得になる旅行のキャンペーンが行われたり、海外からの入国時にはワクチン接種の有無が隔離指標の一つとされました。

一方で、健康被害の声は当時ほとんど報道されていませんでした。とはいえ、私も接種前に、ワクチン接種で命を落とされた方の報道を 1 件のみですが目にした記憶があります。そして当時は、その報道を知って「接種したくない」と思っていました。

接種を決断した経緯

私は、電車で約一時間の繁華街に通勤しており、夫は地元で自営業をしています。COVID-19（いわゆる新型コロナ）が蔓延し始めた 2020 年、夫の仕事仲間が感染し、2 週間ほど入院した出来事がありました。一時は昏睡となり、目覚めるまで周囲は気が気じゃない日々でした。毎日毎日感染者数が報道され、著名な芸能人が感染後に他界したことが大きく報道されました。感染の恐怖が身近な問題となるには十分すぎる出来事でした。

「自分の仕事のせいで夫に感染させてしまったら」

「昏睡状態や、最悪の事態になってしまったら」と、強く心配する日々が続きました。当時政府は、SARS-CoV-2 ワクチンの「感染予防効果」を強く謳っていたため、迷惑を掛けたくないと接種を考えるようになりました。

しかしながら、接種券に同封の説明書には“これまでのワクチンでは使用されたことのない添加物が含まれている”という記載がありました。しかも、報道などで最悪の副反応として「死」があるとも知りました。感染の恐怖と天秤にかけて、どちらが最善なのかが分かりませんでした。

そんな最中に、ワクチン担当大臣（当時）と人気 YouTuber の対談動画が流れてきました。「ワクチンを打てばそもそもコロナに感染しない」「発症予防効果は 95%」「10-11 月にワクチンを打ち終わるとかなり落ち着くかも」「2 億回打って亡くなった人は 0」「そんなに心配することではないと思います」。そしてリスクについての情報は「デマ」だという。

私はその動画に安心してしまい、接種をする決断に至りました（この動画は、2024 年 7 月 30 日に非公開となっている）。

さまざまな症状の発現

SARS-CoV-2 ワクチンを接種したのは 2021 年 7 月下旬と 8 月下旬、当時 35 歳でした。はじめに症状が出てきたのは 1 回目接種の 1 週間後。ホットフラッシュと動悸、更年期障害としてよく聞く症状でした。2 回目の接種時に問診医にこの症状を強く訴え、「本当に大丈夫なんですか」と何度も質問しましたが、「大丈夫」と言われるのみ。

今思えば、その時なぜ接種をやめる判断をしなかったのかと悔やみます。実は、“医師がとめない限り 2 回接種はしなければならない”と自己解釈していたのです。後日、1 回目接種でやめていた人の存在を知り、「そのようなことができたのか」と絶望したのを覚えています。

2回目接種から数日間は、腕の痛みや発熱といった副反応（害反応）のみでした。それらの症状が落ち着き始めた頃、息苦しさや、喉元の少し下あたりに痛みが始めました。接種から10日目を境に、経験したことのない様々な症状がどんどん襲いかかりましたが、当初はそれがワクチンによるものであるとは、気付いていませんでした。

ワクチン接種が原因かもしれないと気付いたのは、SNSがきっかけです。治療に辿りつけず、症状について調べていた時に、“ワクチンで肋間神経痛になっている人が多い”という情報を目にしました。恐る恐る検索ワードに「ワクチン」を追加すると、私と同じような症状に苦しむ方々の投稿が山のように表示され、ぞっとしたのを今でも覚えています。

地元のクリニックに相談し、喘息薬やアレルギー薬を処方してもらっても、症状は治まりません。別のクリニックや総合病院を受診しましたが、一般的な血液検査やCTでは何も出ません。専門的な医療機関への紹介してもらえず、「検査に異常がないから治療はできない」「薬を出すとしても精神薬になります」と言われたこともあります。どの医師もワクチン接種後からの症状であることを信じませんでした。唯一、話を聞いてくれたのは薬剤師さんでした。「やっと信じてもらえた」と涙をぼろぼろ流して話しました。

治療にありつけないまま、体調はどんどん悪化し、ピークは2回目接種の2か月後頃。息苦しさ、嘔吐、胃痛、胸痛、光過敏、倦怠感による歩行困難、動けば心臓が爆発しそうなほどの動悸。人生で初めて救急車を呼びました。夫とは「もう一週間ももたないかもしれない」とその後の話もしました。“死を受け入れる経験”は、忘れもしない悲しい出来事の一つです。

SARS-CoV-2 ワクチン健康被害の症状について

さまざまな症状の出現は、SARS-CoV-2 ワクチン接種後の健康被害の特徴の一つです。当会の会員にアンケート調査を行ったところ、一人当たり平均24の症状に苦しんでいました（表）。私自身も当時は20の症状を抱えており、これらの症状はHPV ワクチン健康被害の症状と類似していることも分かりました。

健康被害の相談先のコールセンターは、「かかりつけ医に行くように」というだけの形ばかりの窓口でした。どの医療機関に行っても根本治療には辿り着けない。対症療法や、診断された疾患に対する治療が限界で、治療研究がなされる予兆もありません。

表：ワクチン後遺症の症状回答結果
（患者の会アンケート調査より）

症 状	人数	割合(%)
倦怠感	229	71.6
疲労感	221	69.1
集中力の低下、ボーッとする感覚（ブレインフォグ）	163	50.9
睡眠障害	149	46.6
不安感	148	46.3
めまい	135	42.2
頭痛	135	42.2
手足のしびれ	132	41.3
手足の力が入りにくい（脱力感）	130	40.6
息苦しさ	126	39.4
首や肩のコリ、こわばり	124	38.8
記憶力低下・記憶障害	121	37.8
手足の筋力の低下	120	37.5
動悸	114	35.6
あちこちの関節の痛み	114	35.6
頭重感	113	35.3
首や肩の痛み	113	35.3
胸の痛み	108	33.8

さらには、検査で異常が見つからないことから「精神的なもの」と言われ、「ワクチンで…」と口にするだけで診療拒否される患者の報告も相次ぎました。助けを求めて約半数（54.7%）が3～6軒を受診し、7軒以上も22.9%あります【文献】。このドクターショッピング状態は、私たちにとって唯一の救済であった「予防接種健康被害救済制度」申請時にハードルの一つとなり、二重の苦しみを経験することになります。

予防接種健康被害救済制度の申請について

予防接種健康被害救済制度（以下、救済制度）は、予防接種法第15条に定められており、厚生労働省のホームページには、「その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは」「接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済する」と明記されています。しかしながら、その“救済”を求めようとすると、いくつもの問題がありました。

認定がなされた場合は、かかった医療費等の金銭的な補償がなされますが、申請が受理されるハードルは非常に高く、私の場合は被害からようやく1年後くらいに申請が受理され、その後1年ほど結果を待たなければならぬという、“迅速”とは程遠い制度でした。

申請には、受診した医療機関や、薬を調剤した薬局に書類発行を依頼する必要があり、依頼と受領とで2

回は出向くこととなります。複数の医療機関を受診してきた私たちは、書類を集めるだけで一苦労です。書類を集めきる自信がなく、申請を諦めた患者も多くあります。そして、これら申請書類の発行に決して安くはない費用が掛かります。救済制度は、“被害に対する”補償制度ですので、申請にかかる費用は認定されても戻ってきません。認定されるか分からない、費用はかかるとなれば、申請を諦める被害者がいても仕方ありません。

問題はこれだけに留まりません。これらの書類発行を拒む医療機関の報告も相次ぎました。書類拒否については、私たちの会から厚労省に問題提起を続けた結果、令和7年(2025年)7月7日事務連絡「予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について」として、厚労省からの文書発行を実現しています。

しかし、書類発行のための、決して安くはない費用請求の問題は解決しておらず、加えて、実質的に書類の開示ができないと言われる事例も発生しています。この問題はSARS-CoV-2 ワクチンだけではなく、被害救済制度における根深い問題の一つであったことも分かり、当会では現在も継続的に交渉を続けています。

救済制度の認定の状況

SARS-CoV-2 ワクチンの健康被害に関する申請件数は、申請の高い壁を乗り越えてなお、令和8年(2026年)5月26日までで1万5千件を超えています。また、認定数は他の予防接種の合計数を上回っています。認定の内訳は、医療費・医療手当が8,186件、死亡一時金等が1,071件、障害年金が223件、障害児養育年金が1件、計9,481件(67%)となっています(図)。

認定数だけでみると67%は多いように見えるかもしれませんが、この数にはからくりがあります。複数の症状や長期にわたる療養についての認定を申請して

も、そのうちの一部の症状のみ、あるいは短期間・数日間のみだけ認定されるという「部分的な認定」もすべてこの数字の中に含まれています。

さいごに

SARS-CoV-2 ワクチンの接種対象は全年代にわたり、健康被害もまた、子どもから高齢者まであらゆる世代に及んでいます。問題は健康被害ではありません。健康被害を訴えることが敬遠され、職場や学校、さらには家族からさえも理解を得られない患者が少なくありませんでした。私自身の経験でも、救済制度の話をするとう「自分で打っておいて、救済って何なの？」と吐き捨てられ、診療の場で「じゃあ私は、誰に助けを求めたらいいのですか」と号泣し、以降は医療機関に行くことが怖くなりました。

私たちは当初、健康被害が広く認知され、救済制度による認定が積み重なれば、厚労省(国)の姿勢も変わるだろうと期待していました。しかし2026年6月現在、救済制度への多数の申請や、副反応疑い報告における3万件を超える被害報告、そして多くの人々が健康被害の存在を認識するようになったにもかかわらず、厚労省は一貫して「重大な懸念はない」との立場を維持しています。このことは、実態調査や治療研究が開始されないことに繋がり、多くの患者が取り残され続けることを意味します。

私たちが置かれている現状と、健康被害の実態が認識されてもなお解決に向かわない予防接種行政の課題について、少しでも知っていただければ幸いです。

文献

新型コロナワクチン後遺症患者の会 2024年1月「医療機関における救済制度申請/受診状況アンケート」

木村瑞穂(きむら みずほ)

奈良県在住。新型コロナワクチン後遺症患者の会 発起人・代表。福祉用具専門相談員やパラリーガルなどを経て、現在はシステムエンジニアとして勤務。患者会のHP運営も担当している。2021年8月、モデルナ社製新型コロナワクチンを接種(その後の経緯は本文に記載)。SNSを通じて同様の症状に苦しむ当事者となつたり、情報を共有しながら、自身に合う治療法や薬、サプリメントを模索する日々を送った。現在は仕事に支障なく生活できるまでに回復したが、症状改善のきっかけとなったのはSNSで得た情報だった。2021年12月、SNSでつながった仲間とともに新型コロナワクチン後遺症患者の会を設立。救済制度については現在不認定、審査請求中である。自身の体験と会に寄せられる声をもとに、薬剤による健康被害に対する医療体制や救済制度の改善を求める活動に取り組んでいる。

